

基本利用料金表 《短期入所療養介護(ショートステイ・従来型2床室)》

(単位:円)

要介護度	負担割合	保険1割負担金/日	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	サービス提供体制強化加算 III	保険適用分計/日 ①	段階別	食費	滞在費	特別な室料(税込)	教養娯楽費	自費分計/日 ②	①+②小計/日 1割負担	合計/月(7日) 1割負担	①+②小計/日		合計/月(7日)	
															2割負担	3割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	1割	902	27	37	7	973	第1段階	300	0	2,700	実費	3,000	3,000	21,000	6,953	48,671		
							第2段階	390	370			3,460	4,433	31,031				
	2割	1,803	53	74	13	1,943	第3段階①	1,000	370			4,070	5,043	35,301				
							第3段階②	1,300	370			4,370	5,343	37,401				
要介護度2	1割	955	27	37	7	1,026	第1段階	300	0	2,700	実費	3,000	3,000	21,000	7,060	49,420		
							第2段階	390	370			3,460	4,486	31,402				
	2割	1,910	53	74	13	2,050	第3段階①	1,000	370			4,070	5,096	35,672				
							第3段階②	1,300	370			4,370	5,396	37,772				
要介護度3	1割	1,024	27	37	7	1,095	第1段階	300	0	2,700	実費	3,000	3,000	21,000	7,197	50,379		
							第2段階	390	370			3,460	4,555	31,885				
	2割	2,047	53	74	13	2,187	第3段階①	1,000	370			4,070	5,165	36,155				
							第3段階②	1,300	370			4,370	5,465	38,255				
要介護度4	1割	1,081	27	37	7	1,152	第1段階	300	0	2,700	実費	3,000	3,000	21,000	7,311	51,177		
							第2段階	390	370			3,460	4,612	32,284				
	2割	2,161	53	74	13	2,301	第3段階①	1,000	370			4,070	5,222	36,554				
							第3段階②	1,300	370			4,370	5,522	38,654				
要介護度5	1割	1,139	27	37	7	1,210	第1段階	300	0	2,700	実費	3,000	3,000	21,000	7,428	51,996		
							第2段階	390	370			3,460	4,670	32,690				
	2割	2,278	53	74	13	2,418	第3段階①	1,000	370			4,070	5,280	36,960				
							第3段階②	1,300	370			4,370	5,580	39,060				
3割	3,417	79	111	20	3,627	第4段階	1,850	460	5,010	6,220	43,540	8,637	60,459					

～ 加算項目 (該当する方のみにかかる費用) ～

項目	金額	1割負担	2割負担	3割負担	備考
療養食加算(1日に3回を限度)	1食	9円	18円	27円	療養食(糖尿病、腎臓病食等)を提供した場合
緊急時治療管理(1月に連続する3日を限度)	1回	565円	1130円	1694円	緊急時治療管理を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	1回	262円	524円	785円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)	1日	218円	436円	654円	認知症の症状や行動が現れ緊急で利用した場合
若年性認知症入所者受入加算	1日	131円	262円	393円	若年認知症の利用者を受け入れ、ケアを提供した場合
送迎加算	片道	201円	401円	602円	居宅と事業所間の送迎
緊急短期入所受入加算(7日間を限度)	1日	99円	197円	295円	やむを得ない事情がある場合は14日を限度
総合医学管理加算(利用中に7日を限度)	1日	300円	600円	900円	利用中7日を限度

※ 上記のほか、介護職員処遇改善加算 I (所定単位数×3.9%)及び、介護職員等特定処遇改善加算 II (所定単位数×1.7%)が加算されます。

※ 上記のほか、介護職員等ベースアップ等支援加算(所定単位数×0.8%)が加算されます。